

南丹市男女共同参画行動計画 ヒアリングシート

平成28年12月

I 男女平等の意識づくり

担当課：

重点課題1 男女共同参画の啓発

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針
(1) 広報・啓発活動の推進				
1 多様な媒体を利用した情報提供		・ 広報なんたん、なんたんテレビ、お知らせなんたんなどの多様な媒体を活用し、男女共同参画に関する情報や、社会における女性の活躍に関する情報の広報、啓発を行います。		
	人権政策課		7回	●お知らせなんたんにおいて、女性相談の広報を6回掲載。 ●広報なんたん平成28年7月発行の「ふれあい」においてセクハラ・パワハラ等についての課題を取り上げ啓発広報活動を実施。
2 講演会・講座等の開催		・ 男女共同参画に向けた意識づくりのため、男女共同参画週間(毎年6月23日から6月29日までの一週間)に合わせて、関係機関と連携してフォーラムや講演会などを開催します。 ・ 男女共同参画社会の推進につながるスキルアップ講座などを開催します。		
	人権政策課		2回	●男女共同参画週間の期間中に「キラリなんたん(南丹市男女共同参画事業)」として映画を上映。 ●南丹市人権教育・啓発推進協議会と連携し、企業等向け人権講演会を平成28年11月に開催し、仕事や働き方から男女の「生き方」を学ぶスキルアップの場となった。

(2) 男女共同参画に関する調査・研究と情報の収集・提供				
3	男女共同参画に関する調査・研究		・男女共同参画についての市民意識や企業・団体における取り組み状況を調査し、男女共同参画施策に反映させます。	
		人権政策課		実施 ●平成24年(男女共同参画)、26年(人権に関する)以降は大規模な市民意識調査を行っていないが、平成29年度に男女共同参画市民意識調査の実施を計画している。 ●女性活躍推進法に基づく女性の活躍に関する(南丹市役所の)情報は平成29年3月頃を目途に公表を予定している。 ●当該調査(南丹市男女共同参画行動計画ヒアリングシート)の公表を毎年行っている。
4	男女共同参画に関する情報の収集・提供		・国や京都府、民間団体等における男女共同参画に関する各種情報や出版物などを収集し、市役所及び各支所等にて掲示及び設置を行うとともに、様々な組織等において啓発する機会をつくるなど、市民への提供に努めます。	
		人権政策課		実施 ●男女共同参画に関する情報や出版物等(ポスター、チラシ含む)については市役所・各支所等において掲示・設置し情報提供している。

I 男女平等の意識づくり

担当課：

重点課題2 男女共同参画に関する学習

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針
(1) 学校等における男女共同参画に関する教育の充実				
5 一人ひとりの人権を尊重する教育の推進		・「豊かな人間性をはぐくむ教育の推進」を図るべく、指導者(教職員など)の研修機会を提供し、計画的な人権教育・道徳教育の充実を図ります。		
	学校教育課		実施	●指導者の指導力向上のため、人権教育講座等の積極的な受講とあわせ、学校においては「毎日が人権の日」という認識のもと学校生活のあらゆる場面と機会をとらえて人を大切にしている。
	園部幼稚園		実施	●職員の指導力向上を目指し、計画的に園内研修を行うほか、様々な研修を積極的に受講。また、日々の保育実践において、人に愛され大切にされているという体験や一人一人の良さが活かされ、自己発揮できる環境を大切に、自己肯定感・有用感を育むと共に、仲間を大切にする集団作りに努めている。
	八木中央幼児学園		実施	●職員研修を計画的に実施し、研修会へ積極的に参加することにより、意識向上を図る。一人一人を大切にしたい保育を行うことで、自分も友達も大切に子どもたちの育成に今後も務める。また、基本的生活習慣が定着するよう家庭と連携を図る。

6 男女共同参画教育の推進		・男女共同参画の視点に立った学習資料の作成や地域の人材を活用した教育を積極的に取り入れます。		
	学校教育課		実施	●進路指導やキャリア教育を通して、男女が協力し、共に学習目標などに対して取り組むことの重要性等を学びあえる教育を推進した。
	園部幼稚園		実施	●遊びや生活の中で、友達と喜びや悲しみを分かち合う体験を通して、友達の良さに気づき、協力したり助け合ったりできる幼児を育成している。また、ふれあいデーの機会を設けたり、栽培・読書ボランティアなど家庭や地域人材を活用した取組を行うなど、人に対する信頼感や相手を思いやる気持ちを育てている。
	八木中央幼児学園		実施	●自分のことは自分で決めて行動したり、人に対する信頼感や相手を思いやる気持ちを育てる。家庭、地域との連携を深めるために、参観やボランティア活動など園の特色ある連携事業の取り組みを進めていく。
7 性別に捉われない進路・生徒指導の推進		・望ましい職業観や勤労観をはぐくむための取り組みであるキャリア教育（職場体験活動など）を通じて、固定的性別役割分担意識等にとらわれることなく生徒自らが主体的に選択できるよう教育活動を継続して推進します。		
	学校教育課		実施	●職場体験活動を通して、男女が協力・協働できる人間関係形成能力や自らの進路を主体的に切り拓く能力等の育成を目指す。
	園部幼稚園		実施	●地域や専門家との交流や体験活動を通して、信頼感や憧れの気持ちを育むなど、幼児なりに将来の自分を考える機会となっている。今後、更に活動の充実を図り、自分で考え主体的に行動する幼児の育成に一層努める。

	八木中央幼児学園		実施	●男女関係なく活動したりする機会をもち、集団の中での自己有用感を高めたりしながら友達と協力したり、折り合いをつけたりするなど仲間意識を大切にできる子どもの育成を目指す。
--	----------	--	----	--

(2) 家庭における教育の推進				
8 家庭における学習の推進		・家庭における男女共同参画に対する学習機会を充実させ、家庭の健全な発展と安定に努めます。また、PTA活動を通じて家庭における男女平等教育の推進に努めます。		
	社会教育課		実施	●引き続き、学習機会の中に男女平等教育の推進を組み入れていただくようPTAに呼びかけをしていく。
	人権政策課		実施	★配偶者等からの暴力をなくす運動の展開で、府立園部高校PTAと連携し「デートDV」についての啓発活動等を実施。 ●市成人式において、教育委員会と連携し新成人に対しDV対策（相談窓口等）の広報を実施。

I 男女平等の意識づくり

担当課：

重点課題3 男女の人権の尊重

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針
(1) お互いを認め、尊重できる社会意識の醸成				
9 人権啓発の取り組み		・ 広報なんたん、なんたんテレビ、お知らせなんたんなどの多様な媒体を活用しながら、人権啓発の取り組みとして、男女共同参画の視点を取り入れた研修会や講演会、人権学習会などの啓発イベントを開催し、市民への周知を行います。		
	人権政策課		実施	● 6月（男女共同参画週間期間）に映画「うさぎドロップ」を上映。 ★ 11月（配偶者等からの暴力をなくす運動期間）に南丹市人権教育・啓発推進協議会と共催で男女の生き方をテーマにした企業事業所向け人権講演会を実施。
	八木支所 市民生活課		実施	● 毎年、八木東部文化センターにおいて、「人権展」を2日間にわたり開催。また、8月の人権強調月間、12月の人権週間には、JR八木駅前と吉富駅前、街頭啓発を実施。
	日吉支所 市民生活課		実施	● 8月の人権強調月間、12月の人権週間に各JR駅前で街頭啓発を実施。また、地域の人権研修の教材としてビデオなどを紹介している。日吉町管内でいえば、JRの通学、通勤者のみの啓発となっているため、高齢者サロンや保育所の送迎の保護者等幅広い啓発ができないか検討している。
	美山支所 市民生活課		実施	● 8月の人権強調月間、12月の人権週間に街頭啓発を実施。また、地域の人権研修の教材としてビデオなどを紹介している。

(2) メディアにおける人権尊重				
10	男女共同参画を進めるための表現の浸透	・ 公的機関の発行する刊行物が男女共同参画の視点から、適切な表現が用いられているかどうかの点検に努めます。		
	情報政策課		実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 「広報なんたん（隔月発行）」及び「お知らせなんたん（月2回発行）」を編集する際に必要以上に性別を強調する表現がないか等について担当者が点検を行っている。 ● いろいろなメディアによる情報や表現は、多くの人の目に触れるため、人々の意識形成に大きな影響を与える可能性があることから、市からの情報発信については「男女共同参画の視点からの刊行物ガイドライン」の策定を検討する。
11	メディアを正しく読み解く力の養成	・ 市民がメディアを適切に利用し、主体的な判断ができる能力を養うため、学習機会の提供に努めます。		
	人権政策課		実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 大阪市の「人権の視点からの情報発信の手引き」などを参考にして、メディアからの情報を、男女共同参画の視点で読み解き活用できるよう課内で学習し、課から発信する広報啓発時に活かせるよう努めている。

Ⅱ あらゆる場における男女平等の地域社会づくり

担当課：

重点課題1 家庭・地域社会における男女共同参画の推進

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針
(1) 家庭生活における男女共同参画の推進				
12 家庭生活における男女平等の推進		・ 固定的な性別役割分担を解消し、男女が共に家事、育児、介護などの家庭的責任を担うことができるよう、講演会や広報などによる啓発に努めます。		
	保健医療課		2回/月	★男性の家事参加のため、南丹市食生活改善推進員が中心となって、男性のための料理教室を開催。実施しても参加者が少ないことが課題であり、平成27年度は未実施だったが、平成28年度は教室を2回実施した。今後も啓発していくと同時に、「親子料理教室」や「生活習慣病予防教室」などにおいても、男性の参加を積極的に募る。

(2) 地域社会における男女共同参画の推進				
13 地域活動への男女共同参画の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主的な取り組みを支援するとともに、男女が共に地域社会の担い手として参画できるよう関係団体やグループへ働きかけを行います。 ・自治会やPTAなどの地域活動において、活動が男女共同参画の視点で取り組まれるよう啓発を行います。 		
	地域振興課			<p>★各自治会で、独自に男女共同参画の視点を導入し活動を行っているケースがあると思われるが、地域振興課において状況把握できていない。今後、状況把握及び男女共同参画の啓発活動について、検討していく。</p>
	保健医療課		3回/月	<p>●男女共同参画の視点から全員が広い視野で、食の問題をとらえ活動できるよう支援していく。平成28年度は小学校での「弁当の日」の取り組みで老人クラブの方が児童に野菜の栽培から収穫に至るまでの作業を支援された。野菜が苦手な児童も、栽培から関わりを持つ事で残さず食べる事に繋がった。今後も食育の一環として児童への支援を積極的に進めていく。</p>

(3) 防災・災害復興における男女共同参画の推進				
14	防災活動・災害復興対策への男女共同参画の推進	・家庭や地域、企業などにおける防火・防災に関する講習、また初期消火訓練や災害時などの初動訓練、救急講習等を実施し、防火、防災・減災対策を推進します。		
	総務課		実施	<p>★地域においては、消防団・自主防災会を中心に初動訓練を年1回は実施され、また、女性消防協力隊を組織して、積極的に訓練に取り組んでいただいている。</p> <p>平成24年4月に発足した南丹市消防団女性分団では、防火・防災・減災への取組みとして、広報を中心に女性の視点に立った活動を展開している。</p> <p>今後も引き続き、安心・安全なまちづくりに取り組んでいく。</p>
	人権政策課		実施	<p>★9月に南丹市で開催した京都府防災訓練（避難所設営）において、男女別の更衣室や洗濯物干し場、育児室や授乳室などを設け、女性（男性）や妊産婦等に配慮した避難所訓練を府内で初めて実施した。</p>

Ⅱ あらゆる場における男女平等の地域社会づくり

担当課：

重点課題2 政策・方針決定過程への男女の参画の拡大

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針	%
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進					
15 審議会などへの女性の参画促進		・ 市政に女性の意見を反映させるため、市の審議会などにおいて、女性委員の占める割合が30%以上となるよう、女性の登用を促進し、男女のバランスの取れた審議会を目指し委員の選出に努めます。また、登用枠の拡大も検討します。			
	総務課		1回 0回 0回 1回	●特別職報酬等審議会 ※委員4人中1人 ●公務災害認定委員会 ※委員3人中2人 ●個人情報保護審議会・情報公開審査会 ※委員4人中2人 ●消防委員会 ※委員9人中0人	25% 67% 50% 0%
	財務課		3回	●行政改革推進委員会 ※委員7人中3人	43%
	監理課		2回 2回	●建設事業等執行審議会 ※委員5人中0人 専門性・継続性を考慮しつつ、今後の女性委員の選出について働きかけを行いたい。 ●公共事業再評価審査委員会 ※委員5人中1人 今後の女性委員の選出について働きかけを行いたい。	0% 14%

	地域振興課		随時	●南丹市地域公共交通会議 ※委員19人中2人 選出枠が決まっているため制限があるが、女性の登用について考慮していきたい。	10%
			随時	●南丹市景観審議会 ※委員8人中3人	38%
			随時	●南丹市市民参加と共同の推進委員会 ※委員5人中1人 今後の女性委員の選出について働きかけを行いたい。	20%
	情報政策課		2回	●南丹市有線テレビ放送番組審議会 ※委員12人中2人	17%
	保健医療課		3回/年	●南丹市国民健康保険運営協議会※委員13人中4人 女性委員の比率30%以上を目指し、平成28年度も被保険者代表を全て女性の委員にお願いした。	31%
			4回/年	●南丹市医療対策審議会 ※委員10人中4人	40%
			3回/年	●南丹市健康づくり推進協議会 ※委員15人中9人	60%
			3回/年	●南丹市健康増進・食育推進計画策定委員会 ※委員15人中9人	60%
	人権政策課		3回	●南丹市男女共同参画社会推進委員会 ※委員14人中9人	64%
			1回	●南丹市文化センター運営審議会 ※18人中4人	22%
			2回	●南丹市いじめ問題対策連絡協議会 ※委員25人中7人	28%
			0回 (要調査時設置)	●南丹市いじめ問題第三者調査委員会 ※委員4人中1人	25%

	社会福祉課		4回 3回 15回 2回 2回	<ul style="list-style-type: none"> ●南丹市地域自立支援協議会 ※委員20人中5人 ●南丹市立障害者支援施設運営委員会 ※委員21人中7人 ●南丹市障害者介護給付費等支給認定審査会 ※委員10人中2人 ●南丹市子育て発達支援センター運営委員会 ※委員15人中9人 ●南丹市地域福祉計画推進委員会 ※委員30人中4人 	25% 33% 20% 60% 13%
	高齢福祉課		2回 105回 1回 2回 1回 1回	<ul style="list-style-type: none"> ●南丹市高齢福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 ※委員17人中0人 ●南丹市介護認定審査会 ※委員20人中8人 ●南丹市老人ホーム入所判定委員会 ※委員7人中3人 ●南丹市有償運送運営協議会 ※委員13人中0人 ●南丹市高齢者虐待防止ネットワーク会議 ※委員14人中1人 ●南丹市高齢者福祉センター運営委員会 ※委員13人中4人 <p>任期満了後の新たな選出時期には、女性委員の登用については考慮しながら選出していきたい。</p>	0% 40% 43% 0% 7% 31%
	子育て支援課		2回	<ul style="list-style-type: none"> ●南丹市子ども・子育て会議 <p>※平成28年3月31日まで 委員20人中15人 平成28年4月1日から 委員20人中14人 理由：委員選出元役員の交代による委嘱替のため。</p>	70%

	農政課		2回 (予定)	●南丹市農業振興推進協議会 ※委員15人中2人 平成27年度の委員改選に合わせて女性農業者の参画を図った。	13%
	都市計画課		随時	●南丹市都市計画審議会 ※委員19人中女性委員2人 ※委員の任期 2年(平成27年12月～平成29年12月)	11%
	農業委員会事務局		総会2回/年 部会12回/年 全員協議会10回/年	●農業委員会法が改正され、農業委員の選出方法が公選制から市町村長の任命制に変更された。法律第12条に規定する選任による農業委員も廃止となり当市農業委員会も委員定数が削減される。このため今後の女性農業委員の登用については、改正農業委員会法の趣旨を踏まえて、具体的な取り組み内容を現委員の任期満了(平成30年6月30日)までに農政部会で検討。	0%
	教育総務課		12回	●教育委員 ※委員5人中2人 教育委員の任命に際し、南丹市政発足以降、常に女性登用している。	40%
16 公募制度の導入促進		・市政により一層の民意を反映させるため、審議会などの委員の公募制度の導入を促進し、女性の登用に努めます。			
	財務課		実施	●行政改革推進委員会 公募により、平成28年度女性委員2名となった。 (任期：平成28年10月17日から1年間)	
	地域振興課		実施	●南丹市地域公共交通会議：公募は行っていない。 ●南丹市景観審議会：2名の公募枠があるが、公募を行った際応募が今回はなく、今後の女性委員の選出について働きかけを行いたい。 ●南丹市市民参加と共同の推進委員会 ※委員5人中1人 現在2名の公募を行っているが、女性の登用は今年度なしであり、今後の女性委員の選出について働きかけを行いたい。	

	人権政策課		実施	●南丹市男女共同参画社会推進委員会 (公募委員1人中女性1人)
	子育て支援課		実施	●南丹市子ども・子育て会議 公募(保護者、子育て経験者5人枠)の結果全て女性の登用となった。(任期:平成27年4月~平成29年3月31日)
	都市計画課		実施	●南丹市都市計画審議会委員については、市の都市計画への市民参加を積極的に推進するため市民公募を行っている。 前期(平成23年11月~平成25年11月)の当審議会の委員は女性の方が1名であったが、現在は2名の方に就任いただいている。 ※委員の任期 2年(平成27年12月~平成29年12月)
	社会教育課		実施	●南丹市社会教育委員:公募委員2名とも女性。公募委員を含めた12名の委員のうち、女性委員7名となっている。(任期:平成28年4月1日から平成30年3月31日)

17	女性の地位向上の促進	・研修の講師など、あらゆる人選機会において積極的に女性を登用するなど、社会の様々な分野で女性が占める割合が30%程度となるよう努めます。		
	総務課		実施	●平成28年4月の人事異動において、新たに2名の女性管理職を登用した。異動後の女性管理職数は16名、32%となった。
	人権政策課		実施	●人権擁護委員の候補者推薦において、女性の割合が30%以上となるよう努めている。(現在41%)
	子育て支援課		実施	●「子育てすこやかセンター事業」「にこにこ育児推進事業」等の研修会における講師については、事業内容から、女性講師が大半を占めている。
(2) 女性の職域拡大				
18	女性の職域拡大と管理職への登用促進	・女性の職域拡大及び能力開発を一層推進するとともに、管理職への登用促進に努め、女性の視点を市政推進に積極的に取り入れていきます。 ・女性の登用を図るため、研修機会の充実や男女に関わらず能力が発揮できる職場環境の整備に努めます。		
	総務課		実施	★人事配置において、性別に関わりなく個人の適性を見極めた適材適所の配置により女性の職域拡大を進めている。今後は、女性職員の管理職登用にもつながるよう、それぞれのライフステージの中で能力開発が適切に出来るよう研修の一層の充実を図る必要がある。

Ⅱ あらゆる場における男女平等の地域社会づくり

担当課：

重点課題3 様々な分野への男女共同参画の推進

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針
(1) 女性のチャレンジ支援の推進				
19 職業能力などを開発するための支援の充実		・女性の職業能力の開発などのため、らら京都や京都ジョブパークとの連携のもと、講座などの開催情報や、起業に関する情報や学習機会を市役所や各支所において提供するとともに相談環境を整えるなど、女性の起業を支援します。		
	人権政策課		実施	●らら京都や京都ジョブパークと連携し、マザーズジョブカフェなど女性の起業や相談窓口との連携や情報提供を行っている。
20 再就職希望者に対する情報提供や講座の開催		・再就職希望者に対し、公共職業安定所など、関係機関との連携のもと、就職活動に関わる情報提供や就職活動セミナーなどを行います。		
	人権政策課		実施	●らら京都や京都ジョブパークと連携し、ママ再就職フェアや女性再就職支援事業（再就職情報の提供やパソコン講座の実施など）の情報提供を行っている。

(2) 女性団体等の活動支援の推進				
21	女性の交流、活動への支援	・広域的な地域間交流により、男女共同参画に対する幅広い活動と広い視野が養えるよう、啓発活動を中心に女性団体の交流やネットワークづくりを支援します。		
	保健医療課		実施	★食生活改善推進員の中でも高齢化が進んでおり、役のなり手がなかったり移動手段が難しいなどの点がある。自主的に活動をされるには困難な点があり、行政の支援が必要である。会員の養成講座を実施しており、平成28年度においては若い層の受講生も多くあり、今後も幅広い年代の方に活動頂けるよう、継続的に養成講座、会員の育成研修に力を入れていく必要がある。
	人権政策課		実施	●南丹市女性ネットワーク会議の事務局として、女性の交流やネットワークづくり等の取り組みなどを支援している。
	社会教育課		実施	●南丹市女性会の事務局として関わっている。自主的に活動をされているが、年々会員が減少しているため、事業案内や会員募集等の広報を行っている。
	美山支所 市民生活課		総会1回/年 幹事会2~3 回/年	●美山町女性の集い連絡会の事務局として、関わっている。会の運営・役員の選出など難しくなりつつある。会として自立できる支援が必要。
22	男女共同参画推進拠点の確立	・女性団体やグループなどの地域活動・交流を推進するための拠点となる施設を確保し、だれもが気軽に利用できる身近な施設となるよう機能の充実を図ります。		
	人権政策課		未実施	●男女共同参画推進の拠点となる施設の検討は必要と考えている。

(3) 地域おこし、まちづくり、観光への男女共同参画の推進				
23 地域おこし、まちづくり、観光における男女共同参画の推進		・地域おこし、まちづくり、観光分野において、地域の活性化に向けて男女共同参画を進めるとともに、まちづくりデザインセンターなどの関係機関と連携して、人材育成や情報・学習機会などの環境づくりに努めます。		
	地域振興課		未実施	●男女共同参画に関する施策の検討が必要
	定住・企画戦略課		実施	●地方創生推進交付金を活用した「切れ目ない子育て支援と実践型プログラムを通じた女性活躍推進事業」を実施する。 人材育成事業 創業塾：起業に向けた基礎知識の習得 商品開発：道の駅等の特産品開発、マーケティングの実践研修 観光コンシェルジュ：観光ニーズに対応した人材育成

Ⅲ 労働における男女平等の推進

担当課：

重点課題1 職場における男女共同参画の推進

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針
(1) 男女平等の推進				
24 男女雇用機会均等法の周知徹底		・ 男女雇用機会均等法の周知を図るため、様々な広報媒体を利用した啓発活動に努めます。 ・ 職場における待遇の改善に向けての啓発を行います。		
	商工観光課		実施	●国・府などから配布されるパンフレット、チラシを市役所玄関及び2号庁舎3階の商工観光課パンフレットスタンドに並べる、また市役所内にポスターを掲示することにより啓発活動を行う。事業主などに働きかけ、男女が共に持てる力を十分に発揮できる職場環境づくりを進めます。
25 パートタイム労働者などの就業条件の整備		・ ポスター、パンフレットなどを利用し、パートタイム労働法改正などの周知を行います。		
	商工観光課		実施	●国・府などから配布されるパンフレット、チラシを市役所玄関及び2号庁舎3階の商工観光課パンフレットスタンドに並べる。また市役所内にポスターを掲示することにより情報提供を行う。

26 就労や労働に関する相談窓口の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター、広報紙、パンフレットなどを利用し、就労、労働に関する相談窓口の周知を行います。 ・京都ジョブパークやハローワークなどと連携し、労働相談、就労相談機関の案内や助言に努めます。 		
	商工観光課		実施	<p>●国・府などが設置する相談窓口の周知のため、各機関が発行するパンフレット、チラシを市役所玄関及び2号庁舎3階の商工観光課パンフレットスタンドに並べる。また、市役所内にポスターを掲示することにより、相談窓口の啓発を行った。労働相談や就労相談のできる場が少ないので充実が必要。</p>
	人権政策課		実施	<p>●らら京都や京都ジョブパークと連携し、マザーズジョブカフェなど女性の起業や相談窓口との連携や情報提供を行っている。</p>

27 働く女性への妊娠中・出産後の配慮		・女性が妊娠中・出産後においても働きやすい職場づくりを目指すとともに、妊娠・出産を理由とする不利益な扱いが起こらないよう、啓発を行います。		
	総務課		実施	★次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画を組み込み南丹市特定事業主行動計画を改訂した。各種制度（休暇等）を取りやすい環境づくり、意識改革の取り組みを進めている。
	人権政策課		実施	●らら京都や京都ジョブパークと連携し、マザーズジョブカフェ巡回相談日程等を情報提供している。
	商工観光課		実施	●国・府などから配布されるパンフレット、チラシを市役所玄関及び2号庁舎3階の商工観光課パンフレットスタンドに陳列。また市役所内にポスターを掲示することにより情報提供を行う。
	議会事務局		実施	●男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、本会議、委員会に出産のため出席できない場合の欠席届の提出について、南丹市議会会議規則に規定。（平成27年改正）

Ⅲ 労働における男女平等の推進

担当課：

重点課題2 仕事と家庭の両立支援

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針
(1) 多様な働き方ができる就業環境の整備				
28 仕事と家庭の両立に向けた意識啓発		・市民、事業者を対象とした講演会、講座などの開催により、ワーク・ライフ・バランスの意識の啓発を行います。		
	総務課		実施	●既に策定していた次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画を組み込む形で南丹市特定事業主行動計画を改訂した。計画に基づき、意識改革の取組みを進める。
	人権政策課		実施	●京都ウィメンズベース（ワーク・ライフ・バランスセンター）と連携し、ワーク・ライフ・バランス推進月間（10月）を中心に市民啓発や、事業所における「ワークライフバランス宣言」が広がるよう広報を行っている。
29 育児・介護休業を取得しやすい環境づくり		・女性に限らず、男性も育児、介護休業が取得しやすい職場づくりができるよう、市民や事業者に対して制度の普及、啓発に努めます。		
	総務課			●特に男性職員の育児にかかる休暇、休業の取得を進めるため、制度説明の資料を作成し、対象者には個別に説明を行うなど啓発に努めている。

30 多様な就労形態の普及		<ul style="list-style-type: none"> ・多様な就労形態について、パンフレットなどを活用した広報活動を行います。 ・多様で柔軟な働き方を労働者が選択できるよう、企業及び市民への啓発活動を行います。 		
	人権政策課			<p>●らら京都や京都ジョブパークと連携し、マザーズジョブカフェなど女性の起業や相談窓口との連携や情報提供を行っている。</p>

(2) 子育て支援策などの充実				
31 子育て支援の拠点施設の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援の拠点である「子育てすこやかセンター」において、保護者同士の交流の機会を広げるとともに、保育アドバイザーの設置など、子育てに関する悩みなどの相談に応じ、母親の育児不安と育児の孤立化の解消を図ります。 ・男女問わず働きやすい環境づくりを推進します。 		
	子育て支援課		来所者数 6,636人	<ul style="list-style-type: none"> ●平成27年度においては、直営事業(子育てすこやかセンター)の他、八木(延1,025人)、日吉(延227人)、美山(延307人)の委託事業を実施し、幼児と保護者の交流・情報交換の場づくりに努めている。
	各保育所		実施	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者と連携と取りながら、個人懇談や家庭訪問などを行い、育児の不安や孤立化を解消するよう努めている。 ●園庭解放により、保護者の交流、情報交換の場を提供している。
	八木中央幼児学園		実施	<ul style="list-style-type: none"> ●「子育て相談」を設け、また保護者と連携を取りながら個人面談や家庭訪問など随時相談に応じ、育児不安や育児の孤立化を解消するよう努める。未入园児の親子を対象に園開放し、保護者の交流、情報交換の場づくりに努めている。

32 多様な保育サービスの充実		・多様化する保護者の就労状況や病気、育児疲れなど、緊急時の対応として、一時保育や延長保育、低年齢児保育を充実し、利用しやすいサービスの充実に努めます。		
	子育て支援課		459件	●就学前児童の健全育成に努めるとともに、保護者の就労等を支援するため、低年齢児保育や延長保育（緊急・非定期型）など、多様な保育ニーズに対し柔軟かつ積極的な取り組みを進めている。
	各保育所		実施	●家庭状況や就労状況に応じて、一時預かり、早朝保育、延長保育の対応をしている。低年齢児保育や病児保育についても、人員配置など受け入れの環境を整え対応していく必要がある。
	八木中央幼児学園		実施	●家庭状況や保護者の就労に応じ、一時保育、延長保育、預かり保育など子どもの健全な育成と子育てに対し、柔軟かつ積極的に支援している。
	八木東幼児学園		実施	●家庭状況や保護者の就労状況に応じて早朝保育・延長保育など、子育てに対しての支援を行っている

33 子育て支援制度の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・育児疲れや子育てなどが困難な世帯に対して、子育てサポーターを派遣して、子どもの世話や家事などの支援を行います。 ・ファミリーサポート支援事業を実施し、利用会員と援助会員による相互支援制度の充実を図ります。 		
	子育て支援課		459件	<ul style="list-style-type: none"> ●ファミリーサポート事業については、登録会員数も増加しており、今後も地域の中での子育て支援を目指して、相互援助活動が拡大するように努める。
	各保育所		実施	<ul style="list-style-type: none"> ●ファミリーサポート事業について、保護者に知らせている。送迎に利用されている家庭もある。
	八木中央幼児学園		実施	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者の就労状況にもより、ファミリーサポートを利用されている家庭もある。広くファミリーサポート事業について知らせている。

Ⅲ 労働における男女平等の推進

担当課：

重点課題3 農林水産業・商工業等の自営業における労働条件の向上

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針
(1) 方針決定過程への女性の参画促進				
34 家族経営協定の普及		・京都府農業改良普及センターと連携して、全員の自由な意思にもとづいて「農業経営の方針」「役割分担」「収益配分」など、それぞれの家にあった「家族経営協定制度」の普及を図ります。		
	農政課		実施	●新たな締結は無し。 農業分野における女性の活躍は重要なキーワードでもあり、生産のみならず6次産業化への積極的な参画など、支援を推進する。
35 経営能力や技術向上のための情報や学習機会の提供		・各関係団体などとの連携のもと、農林業、自営業に携わる女性の経営能力や技術を向上させるために、情報提供や研修会などを行います。		
	農政課		実施	●府の認定による女性農業士が活躍され、今年度には新たな若手の認定者も排出されたところであり、研修や交流の活動がされている。今後も関係機関と連携し、人材確保と女性農業者の活躍を支援する。

(2) 就業条件と環境の整備				
36 農業などにおける労働条件の改善のための啓発		・労働時間や休日等が不明確になりがちな農業、自営業における女性の労働条件の改善に向け、相談体制を整備し、家族の理解を深めるための広報、啓発活動を行います。		
	農政課		実施	●関係機関との連携により、家族経営協定締結の促進などを通じた役割分担の意識向上を図り、農業者の労働時間や休日等が明確化されるよう働きかけていきたい。

IV だれもが安心して暮らせるまちづくり

担当課：

重点課題1 高齢者・障がい者等への支援充実

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針
(1) 高齢者・障がい者等の社会参画に対する支援				
37 高齢者・障がいのある人などの生きがいづくりのための支援		・高齢者、障がい者のある人等が住み慣れた地域で、充実した生活を継続するため、学習、スポーツ、交流活動が行えるよう、自立をサポートできる体制づくりと広報・啓発活動に努めます。		
	高齢福祉課		実施	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者がこれまで培ってきた豊かな知識や経験を生かし、地域の内外で交流を図りながら生きがいを持って生活できるよう、老人クラブ活動等の地域活動や社会参加活動への支援を行っている。 ●地域の実態に応じて、身近なところに気軽に通える高齢者の居場所（社会参加の場）があるような地域づくりが進むように取り組む。
	社会教育課		実施	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、さくら楽習館での講座に組み入れ、開講にあたっては受講生の増加を図る。また、聴覚・視覚障がい者成人講座の実施にあたっては、社会参画につながる内容検討を図ることとする。
	社会福祉課		実施	<ul style="list-style-type: none"> ●当事者団体の活動支援や精神障がいのある人のグループワークの開催、地域活動支援センターの設置など、障がいのある人が社会参加できるよう多様な手法を提示している。

<p>38 高齢者・障がいのある人などの就労支援</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターを中心とした関係機関と連携し、高齢者の豊富な知識、経験、技能を生かした講習会などの就労促進や、障がい者の自立意欲や能力の向上を進めるため、就労支援の確立を促します。 ・高齢者雇用対策の推進や、障がい者の就労促進に向け、企業などへの働きかけや就労情報の提供を行います。 		
	<p>高齢福祉課</p>		<p>実施</p>	<p>●高齢化が進む中で、高齢者の社会参加を促進し、就労機会の確保や生きがいづくりのためにシルバー人材センターの活動への支援を行っている。今後も引き続き、高齢者の活躍できる場の確保のためにシルバー人材センターへ必要な支援を行っていく。</p>
	<p>社会福祉課</p>		<p>実施</p>	<p>●市内障害者就労支援施設で構成する障害者就労支援ネットワーク会議を平成26年度に設立し、共同受注窓口の開設や事業所見学会などを実施し、利用者の工賃アップや就労の場の確保に向けた取り組みを進めている。</p>

(2) 高齢者・障がい者など福祉サービスの充実				
39 権利擁護の推進		・判断能力に不安のある高齢者、障がい者などが、地域で自立した生活を送れるよう、地域包括支援センターなどと連携を図り、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や、市民後見人の育成や成年後見体制の確立について、専門的、継続的な視点から支援及び普及、啓発に努めます。		
	高齢福祉課		実施	●高齢者の権利を守るために、市長申し立てにより後見人の選任を行うことができた。認知症高齢者等は、今後さらに増加していく状況にあり、地域での自立した生活を支援するため、地域包括支援センターと連携しながら、社会福祉協議会の権利擁護事業等、必要な支援につなげていく必要がある。市民後見人の育成については、社会福祉協議会や社会福祉課等とも連携しながら取組みを進めている。
	社会福祉課		実施	●南丹市社会福祉協議会が行っている法人後見人制度の実施に向けた取組みに対し、協力・支援を行う。また、障がい者の成年後見人制度利用等の権利擁護に関する支援については、引き続き南丹市障害者基幹相談支援センターを中心に業務を進める。

40 各種福祉サービスの充実		<p>・介護保険制度、障がい者福祉制度など、福祉サービス事業については、保健、福祉、医療等各関係機関と連携を図り、より積極的に高齢者、障がい者などの自立支援に向けての制度の充実を図ります。</p>		
	高齢福祉課		実施	<p>●地域包括支援センターや民生児童委員、医療機関等、関係機関と連携を図りながら必要な福祉サービスにつなげる支援を行っている。</p>
	社会福祉課		実施	<p>★「障がい者福祉の案内版」を作成(平成28年5月発行)し、障がいのある人に制度をわかりやすく周知する取り組みを進めている。また、市独自の新規事業として、平成26年度には「重度重複障害者等移動支援事業」と「障害者訪問入浴サービス事業」、平成27年度には「軽・中等度難聴児支援事業」を創設した。</p>

41 介護に携わる人材の育成		<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会やシルバー人材センターと連携し、介護に携わる方の介護に関する知識や技術の取得のための研修会を開催し、人材の確保・資質向上に努めます。 		
	高齢福祉課		実施	<ul style="list-style-type: none"> ●市内介護事業所の人材確保と在宅介護の充実を図るため、介護職員初任者研修修了者で市内の介護事業所に勤務された方に研修費の一部を助成している。京都府が実施している認知症介護実践者養成研修の開催案内があれば各地域密着型サービス事業所へ受講の案内を行い、認知症高齢者へのより良いケアの推進に努めている。
42 相談体制の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所内に配置している専門相談員や、各町ごとに市から委嘱し配置されている相談員（身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員）とも連携するなど、問題解決に結びつきやすい環境整備に努めるとともに、啓発活動も積極的に行います。 		
	高齢福祉課		実施	<ul style="list-style-type: none"> ★高齢者に関わる相談窓口は主に地域包括支援センターで対応しており、平成28年4月からは旧町ごとに相談窓口が設置できた。しかし、高齢福祉課には、専門相談員が配置されていないため、職員が関係機関と連携しながら相談業務にあたっている。相談内容が多様化・複雑化・専門化するとともに、虐待ケースも増加しており、問題解決に結びつきやすい環境整備が必要である。
	社会福祉課		実施	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉課内に南丹市障害者基幹相談支援センターを設置し、相談支援専門員3名を配置するとともに、旧町単位で身体・知的・精神障害者相談員を各1名(計12名)配置し、情報交換会などを通じて互いに連携することで、すき間のない相談支援体制の確立に努めている。

(3) ひとり親家庭への支援体制の充実				
43 自立促進に向けた支援の充実		・ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、医療費の助成などの支援を行います。		
	子育て支援課		7,347件	●福祉医療費については、ひとり親家庭の経済的な負担の軽減、親と子の健康の保持・推進に努めた。
44 相談体制の充実		・ひとり親家庭に対して生活に必要な情報を提供するとともに、様々な相談に対応するための体制の充実を図ります。		
	子育て支援課		89人参加	●ひとり親の情報交換、生活支援講習会の開催他、ひとり親家庭の自立に向けた支援を展開している。

IV だれもが安心して暮らせるまちづくり

担当課：

重点課題2 生涯を通じた健康支援

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針
(1) 母性健康管理対策の推進				
45 妊娠・出産に関する保健指導の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠時などの女性の健康管理のため、妊婦と家族に対する各種支援やパパママ教室を実施し、妊娠、出産などの正しい知識の普及とその重要性について、妊婦だけでなく夫やその家族にも教育、啓発に努めます。 ・妊娠、出産など、女性の身体的機能について理解を深め、生涯にわたる健康について、女性も男性も自ら主体的に考えることができるよう啓発、支援を行います。 		
	保健医療課		実施	<p>●妊娠届時に妊婦アンケートを行い、必要時相談や家庭訪問を実施し不安解消や軽減に努めている。妊婦とその夫等を対象に、妊娠、出産、子育てや食生活・歯科の知識を深めるように「パパママ教室」を実施している。未受診者にも、パパママ通信を郵送し妊娠期の過ごし方等の知識を深めるよう啓発している。参加率は、妊婦14%、パパ5%と横ばい状況であることから、より多くの人に参加するよう広報等工夫し継続していく必要がある。</p>

46 不妊に関する相談などの支援		・不妊治療助成制度や不妊治療に関する情報を提供するなど、不妊に悩む方に支援を行います。		
	保健医療課		実施	<p>●不妊治療等助成制度や不妊治療に関する情報を広報しているが、申請や相談には男女差（女＞男）がみられている。不妊治療等申請実人数は増加している。26年度より、新たな治療も対象となり、助成の幅は広がってきているが、未だ申請はない。今後も不妊に悩む男女が相談しやすいサポートづくり、不妊治療に関する正しい知識、情報の提供が必要である。</p>

(2) 生涯を通じた健康づくりの支援				
47	健康づくりのための啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じた健康の保持増進に向け、各年代に応じた健康づくりに関する啓発活動を今後も継続していきます。 ・メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査や特定保健指導を、参加しやすいよう内容や日程を工夫しながら実施し、生活習慣病予防のための啓発を継続して実施します。 ・子宮がん、乳がんなどの予防と早期発見の自己検診法を普及し、市民健診受診率向上に努め、生涯にわたる健康づくりの支援を行います。 		
	保健医療課		講座4回	<ul style="list-style-type: none"> ●特定健診の受診率・特定保健指導の実施率は少しずつ増加し、定着してきている。平成26年度から健診を受けやすいよう休日健診を実施した。また、女性特有のがん検診についても節目年齢の方にクーポン券を配布、受診勧奨や医療機関での受診など受けやすい配慮を行っている。 ●健康講座を実施し性別問わず幅広い年代に健康に関する知識の普及啓発を実施している。今後も参加しやすいよう内容や日程を配慮し継続していく。
48	薬物乱用対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物などの乱用、所持で補導される事例が全国的に増加傾向にあるため、薬物の供給源に対する取締り、薬物を乱用している者の早期発見、補導、再乱用防止のための施策などを継続して推進します。 		
	保健医療課		1回	<ul style="list-style-type: none"> ●薬物の乱用防止のための普及啓発活動を実施している。今後も引き続き実施する。

49 心身の問題に関する相談体制の充実		・専門職による個別の相談など、各年代における心身の問題に対する相談体制の充実や、女性が抱える様々な悩みに対する相談事業、訪問を継続して実施します。		
	保健医療課		実施	●保健師・心理士・相談員等が連携し相談・訪問を実施している。今後も引き続き実施する。また、心身の問題と相関性がある睡眠講座等を実施し、専門家より具体的な実施方法を学んでもらい、心身の健康につながる支援を継続していく。
	人権政策課		実施	●専門の女性カウンセラーによる「女性相談(フェミニストカウンセリング)」を月2回実施。
50 性と生殖に関する意思の尊重		・ライフステージに応じて、女性の生涯にわたる健康について、女性も男性も自らが主体的に考えることができるよう、学校などと連携しながら健康教育や啓発を行います。		
	保健医療課		実施	●児童生徒への思春期保健指導に関する教材等の貸し出しを実施し、若いころからの女性の健康や母性に関する啓発を実施している。今後も、学校等と連携し引き続き実施する。

IV だれもが安心して暮らせるまちづくり

担当課：

重点課題3 あらゆる暴力の根絶

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針
(1) 配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発				
51 男女間のあらゆる暴力の防止に向けた意識啓発		<ul style="list-style-type: none"> ・啓発紙やフォーラムを通じて暴力防止のための啓発を進めます。また、府や市が行う講座や研修に関する情報提供を行います。 ・ドメスティック・バイオレンスをはじめとする男女間のあらゆる暴力を防止するため、啓発を行うとともに、地域の民生児童委員などと連携して被害者の早期発見と未然防止に努めます。 		
	人権政策課		実施	<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者等からの暴力をなくす運動期間（11月12日から25日）に、のぼり旗の掲出をはじめ街頭啓発やパープルリボンライトアップ等を実施し、市民啓発を実施。 ●市成人式において新成人に対しDV対策（デートDVや相談窓口等）の広報を行った。
52 セクシャル・ハラスメントの防止に向けた意識啓発		<ul style="list-style-type: none"> ・地域や職場などにおけるセクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発活動を行います。 		
	人権政策課		実施	<ul style="list-style-type: none"> ●広報なんたん平成28年7月発行の「ふれあい」においてセクハラ・パワハラ等についての課題を取り上げ、市民への啓発を実施。

(2) 相談支援体制の充実				
53	相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知のため、市独自のチラシや情報カードの作成を行うとともに、女性相談事業や警察など、関係機関との連携を図り、身近な相談窓口として利用いただけるよう努めます。 		
	人権政策課		実施	<ul style="list-style-type: none"> ●専門カウンセラーによる女性相談を毎月第2・4水曜日に行っています。相談窓口周知のため、市独自の情報カードを作成し、公共機関等(女性トイレなど)に設置。 ●南丹市人権教育・啓発推進協議会と連携し、成人式の記念品にも、市独自の情報カードを添付し、新成人への啓発を行っている。
(3) 被害者の保護・自立のための支援				
54	被害者の保護・自立のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の状況を把握した上で安全性の確保と情報管理を行い、各種の支援を行います。 ・ハローワークなどを活用するなど就労に関する情報提供を行います。 ・経済的に困窮する方に対し、適切な制度の運用による支援を行います。 		
	人権政策課		実施	<ul style="list-style-type: none"> ●被害者が相談しやすいよう配慮している。 ●相談は、電話や面談等随時受け付けており、被害者支援につながるよう、市役所他部局をはじめ警察や京都府など関係機関との連携・情報共有に努めている。